

平成 26 年第 12 回
北栄町農業委員会総会議事録

平成 26 年第 12 回北栄町農業委員会総会

開催年月日	平成26年12月10日（水）					
開催の場所	北栄町北条農村環境改善センター					
開 会	平成26年12月10日（水） 午後2時					
出席委員 (24名)	1 番	河原 廣美	2 番	家森 政男	3 番	岸田 一成
	4 番	田中 則重	5 番	濱田 陽一	6 番	木村 悟
	7 番	坂本 憲昭	8 番	友定 憲一	9 番	村岡 昌美
	10 番	永田 恭彦	11 番	徳山 克之	12 番	前田 榮久
	13 番	宇田川誠章	14 番	福光 康男	15 番	杉川 武士
			17 番	津川 孝篤	18 番	前田 浩明
	19 番	森本 真理子	20 番	山下 正美	21 番	谷口 廣志
	22 番	遠藤 忠充	23 番	斎尾 智弘	24 番	盛山 由紀子
			26 番	濱坂 良男		
欠席委員等	16 番 徳山 隆敏					
事務局	局長	下阪 啓二	書記	阪本 知春		
閉 会	平成26年12月10日（水） 午後3時6分					

日程

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 議長開会宣言 定足数の確認
- 4 議事録署名委員の選出
(19番森本)(21番谷口)
- 5 議事
 - (1) 農地法第3条の規定による許可申請について(1件)
 - (2) 農地法第5条の規定による許可申請について(1件)
 - (3) 農地利用集積計画の決定について
 - ・利用権設定
 - ・北栄町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4章1の(5)の規定による所有権の移転申出書(1件)
- 6 協議事項
 - (1) 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定に基づく農地利用配分計画について
 - (2) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について
 - (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書について
 - (4) 農地の一時転用届出書(公共工事)について
- 7 報告事項
 - (1) 委員会報告
 - 農地委員会
 - 農政委員会
 - 広報委員会
- 8 連絡事項
 - (1) 総会開催予定等
 - ・第1回総会 平成27年1月13日(火)午後1時30分から
北条農村環境改善センター
 - 現地確認 平成27年1月9日(金)午後1時30分 事務局集合
担当委員 議席番号1番～4番
 - 議案締切日 平成26年12月25日(木)
 - (2) 第5回北栄アグリフォーラム
平成27年1月10日(土)午後1時から
大栄農村環境改善センター
- 9 その他
- 10 閉会

【添付】 資料

○事務局 平成26年第12回北栄町農業委員会総会を開催します。会長さん、御挨拶をお願いします。

○濱坂会長 皆さん、こんにちは。今日は12月ということで、定例になっております町長との意見の交換会を4時から計画をしております。それまでに総会を終了したいと思っておりますが、天気予報を毎日見ているのですが、どんどんどんどん今日みたいな日が少なくなって大変だなと思っております。うちでいいますと、ストックをつくっているのですけれども、当初は年内に大方済むなと思っていたのですが、年を越しそうです。要は開花が進まない、そんな状態になっております。

話はもとに戻りますけれども、12月4日に東京で全国農業委員会会長代表者集会というのがございました。ここ3年、東京での全国大会に出ましたけれども、今回はちょっと変わっております、ちょうど選挙の期間でもありましたし、議員さんがおられないということで要請活動ができなかったのが、十分会議の時間があつたわけですけれども、例年ですと執行部側からいろんな決議が出されて、それをみんなで承認していくということで、意見なんか進むのですが、今回は10数人、質問なり意見が出まして、非常にいい会というか、残念な会というか、そんな感じの会でございます。といいますのは、その前段に鳥取県の農業会議で11月26日に特別研修会がありまして、いわゆる農業委員会制度の見直しについての説明が全国農業会議所の事務局長からあつて、およそ概要は皆さん承知していただいていると思いますが、その内容が大会でも決議案として出されたわけですけれども、ちょうど7月の統一選挙で会長さんがたくさんかわられたのがあつてかなとは思いますが、いわゆる選挙制から選任制になることに対する反対がまず出まして、絶対選挙制に戻せという発言が出ました。ところが、執行部側の答弁、最初は専務がしたのですが、これが何だかちんぷんかんぷんわけのわからない答弁をしまして、質問者がかっかして、二の矢、三の矢で質問してくるわけです。最後、二田会長といいますけれども、それが答弁に立つのですが、これがもう、頑として言うことを聞かないと。当然かもしれませんが、執行部の提案でやらせてもらうということで、頑として受け付けない。ところが、5月に全国大会があつたのですが、そのときには最大限努力して、皆さん方の意見を踏まえて努力するという、今までにない大きな決意表明したのです。それが通らないような提案が出てきたということで、紛糾しました。そのほかにもそんなやりとりがある中で、例えば往復で5万円かけて1日、2日を潰してここまで来ているのに、こんな会議でいいのか、もう来んぞとか、しまいには退席される人があるしということで、質疑で1時間半ぐらい紛糾しました。

そのいろんな意見を聞いている中でいきますと、それぞれ地域の当然農業委員会に対する思いがあるのでしょうけれども、なかなかそれが統一されていない。はたから見ると、ちょっと中身がばらばらかなという印象を受けて、これではなかなか政府が突きつける問題に対して対応できるような一致団結な部分が見えないなという気がしたところであります。そういう意味で残念でもありましたし、意見が出たということでよかったかなという部分もありますが、それで、最後の落ちは、次の日にそれぞれ都道府県農業会議の事務局長が集まって、その対応を協議するのです。一つ、言い忘れまして。その前に会議の中で、今からでもいいから、署名を集めてやれという意見も出まして、検討するという返事だったのですけれども、その事務局長会議ではそういったことも一切出ず、原案のとおりでいくということですよと済んだそうございまして、そんな感じでございます。

いろんな話は聞いているのですが、当然、全国農業会議所の会長の互選会とか選任の統一選挙が過去にあつたわけですけれども、それも結構もめたようでした。その辺もいろんなことが絡んでなかなか一枚岩になっていないのかなという印象を受けて帰ってきたところでございます。そういうことをおつなぎして挨拶にかえたいと思っております。

○事務局 北栄町農業委員会会議規則第5条に、会長は会議の議長となり、議事を整理するとありますので、以後は会長に議長を務めていただきます。

○濱坂議長 そうしますと、規則によりまして、議長に就任させていただきます。

ただいまから12回の総会を始めたいと思っております。

本日の欠席届でございますが、徳山隆敏委員から欠席の報告が来ております。

そうしますと、4番、議事録署名委員の選出でございますが、順番に従いまして、19番、森本委員、21番、谷口委員にお願いをしております。よろしくお願ひします。

では早速、議事に入りたいと思います。

1番の、農地法第3条の規定による許可申請について、1件でございます。

説明願ひします。

○事務局 お配りしておりますレジュメの4ページをごらんいただきたいと思います。こちらに議案等に係る位置図をつけております。また、写真を別資料として差し上げておりますので、議事等の参考にしていただきますようお願いいたします。

議事の3ページを開いていただきたいと思います。議事第1号に係る案件は1件です。

議事の4ページをごらんいただきたいと思います。この案件に係る農地は4筆、4,408平方メートルでございます。相続をされ、共有となっていましたものを、全て後を継いでおられる方に贈与されるものでございます。

議事の6ページをごらんください。農地の今後につきましては、受贈者がこれまでどおり耕作をされます。

議事の7ページをごらんください。農作業に従事するものについては、譲受人御夫婦及び御子息夫婦の4名となっております。

議事の8ページをごらんください。周辺地域との関係では、従来どおり耕作を続けるので、支障等は発生しないとのことでございます。以上です。

○濱坂議長 議事1号の1の説明が終わりました。

何か御意見ございますか。

○杉川委員 地元としては、7ページの辺のところの年齢とか、職業が微妙に。これで問題ないなら問題ないで構いませんが、③の辺が何とかが。一緒に農業やっているがなとか、年齢がちょっと違うかなとか。

○事務局 会社員と書いてあるが、農業……。

○杉川委員 問題ないなら構わないが。

○事務局 奥さんは。農業ですね。専業。

○濱坂議長 3番ですね。

○事務局 専業でやっておられます。

○杉川委員 夫に対しての話だから、別にどうでもいいかもしれないが。年齢も、たしか1個下だと言ったな。

○事務局 失礼しました。

○杉川委員 2つ下か。

○濱坂議長 7ページの3番の従事者の方、会社員となっておりますが、農業をしておられますので、そういうふうに訂正をお願いしたいと思います。

そのほかございませんか。

特に発言がないようですが、申請のとおり許可してもよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

そうしますと、1号の1、申請のとおり許可といたします。

続きまして、議事の2、農地法第5条の規定による許可申請について、1件でございます。説明を願ひします。

○事務局 議事の18ページをごらんいただきたいと思います。議事第2号に係る案件は1件、1筆298平方メートルでございます。この案件につきましては、10月の総会で、農業振興地域整備計画の変更についてということで御協議をいただいたところでございますが、農振除外の事前協議が終了しましたので、改めて5条申請をされるものであります。

議事の19ページをごらんください。農用地からの除外理由は、工場の増設、規模拡大でございます。

27ページをごらんください。事業計画書がございます。33ページには被害防除計画書がございますが、雨水につきましては既設の道路側溝に、汚水については下水道へ流すことから影響がないとされております。

18ページに戻っていただきたいと思います。農地区分につきましては、第2種農用地

でございますとともに、小集団の生産力の低い農地ということになるかと思えます。転用許可基準ですが、残地も農業施設として資料置き場に設置されますので、周囲に農地がないということで、右から4枠目を代替地なしということで修正をさせていただきます。以上です。

○濱坂議長 続きまして、現地確認をしていただいておりますので、報告をお願いします。

○盛山委員 一昨日、局長さんと濱坂会長さん、山下委員さん、齋尾委員さんと私とで現地確認をしました。局長さんの説明のとおり、別に問題はないと思えますので、報告いたします。

○濱坂議長 ありがとうございます。

説明なり現地確認の報告を終わりました。

何か意見がございますか。

○事務局 あと、参考ですけれども、18ページの表ですけれども、土地改良事業のところを大栄地区畑地帯総合土地改良事業云々と記入がしてありますけれども、この農地につきましては、畑かん自体は全然工事はされておりません。ただ、受益面積としては入っているということだそうでした、本来であれば1種農地という格好にはなりますけれども、そういう部分で工事はなされていないので、該当はしないということになるというふうに県に確認をさせていただきました。

○濱坂議長 発言がないようですが、議事の2、5条案件でございますが、申請のとおり承認してもよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

そうしますと、議事の2、5条案件でございますが、申請のとおり承認といたします。

続きまして、議事の3ですが、農地利用集積計画の決定について説明を願います。

○事務局 議事の35ページをごらんいただきたいと思えます。農地利用集積計画の決定でございます。利用権設定については、186件でございます。3年未満の契約は、10番、26番、32番、33番、148番から150番まででございます。整理番号174番から186番につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項の規定に基づき、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構が農地中間管理事業を行うものでございます。それぞれの内容につきましては、議案書の各筆明細に明記いたしております。いずれも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。各要件につきましては、以前に配付しております農業委員会法令業務ロードマップ、3ページでございます。以上です。

○濱坂議長 今回は186件、多数ありますけれども、その中で、11番、齋尾委員の案件、それから93番、森本委員の案件でございますので、とりあえずこの2つを除外した分について審議をお願いしたいと思います。

既に事前にごらんいただいたと思えますが、それで地元担当地区で問題はございませんか。

○坂本委員 6番の●●さんですが、耕作するのはたばこになっているが。

○濱坂議長 たばこはもうない。

○坂本委員 もうない。

○事務局 ●●さんは貸付人ですから。

○事務局 ちょっと確認します。

○事務局 ●●さんはつくっておられませんか。

○濱坂議長 ●●さんはたばこはないな。

○河原委員 やめちゃった。

○坂本委員 どっちもないから。

○濱坂議長 たばこではいけないかもしれないな。今ここでは回答できませんので確認させて、訂正すべきはさせていただきます。

そのほかございませんか。

特に発言ないようですが、11番、93番を除いた案件につきましては、計画のとおり、決定してよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

そうしますと、11、93番以外のものにつきまして、計画のとおり決定いたします。

11番の案件でございますが、齋尾委員は除斥扱いで審議をお願いしたいと思います。何か発言ございますか。

発言がないようですが、計画のとおり決定させていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

そうしますと、11番は計画のとおり決定いたします。

続きまして、93番、森本委員は除斥扱いで審議を願います。発言はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

発言がないようですが、93番、計画のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

そうしますと、93番も計画のとおり決定いたします。

○杉川委員 済みません、またもとに戻るかもしれませんが、174から下のやつ、担い手機構のやつは、実際うちらには誰が来るかというのはわからないわけだな。誰が受けるかというのわからないし。

○事務局 実のところは決まっております。

○杉川委員 おるか。

○事務局 ただ、一旦、この中間管理機構として事業する、農業農村担い手育成機構のほうにまずは貸し出さないといけない。それが今回のもの。それからまたいろいろあるのですが、最終的に個人に貸す場合にはもう一度出てきます。担い手育成機構から誰かに貸すというのが出てきます。これはもう借りる方は決まっております。

○杉川委員 ちゃんと地元のルールに従ってするとかどうのこうのということをちゃんとやってあるわけだろうし、また出てくるのだな。

○事務局 出てきます。

○杉川委員 いや、初めてこれを見て、こんな世の中なんだろうなと思っているけれども。

○事務局 本当の事業の趣旨としては、借り手を探さずに、借り手を決めずに上げてもらうのですけれども、決まらなかった場合にこういう事務所か、仲介の状態で農地が残ってしまうことになるので、とにかく借り手がある程度目安をつけといてもらって出してもらうと、そうっております。

○濱坂議長 逆に言うと、担い手機構でも、中間管理機構でも、次の受け手がないものについては受けないということですよ。めどが立てないものについて。

○杉川委員 ここは東園のほうだから、多分しっかりしているだろうが。場所によってはわけのわからんところがあるからな。

○事務局 それで、最終的に貸すときに上がってきますが、それが県に上がりまして、知事が承認をすれば。具体的には農業委員会に、誰かに貸しましたよというのが出てきます。

○杉川委員 そこで地元の人が、何だこいつか、言葉が足りないですが、この人かということがあるかないかよくわかりませんが。その人が地元のルールに、草刈りにちゃんと出てくれるか、総事に出てくれるかとか、大概地元に従いますというように書いて出てくるが。

○事務局 ですから、中間管理機構から貸すときには、また同じようにこういうふうに出てきます。そのときに意見をいただければ。

○杉川委員 きょうの段階はこんなものかな。まあ、いいです。とりあえず初めて見たから聞いてみました。

○事務局 別枠で報告が来ると思います。今、枠が一つになっていますが。

○濱坂議長 杉川委員、説明、よろしいですか、それで。

○杉川委員 いいです。

○濱坂議長 また出てきます。

○坂本委員 44番、親子の貸し借りというのはどういうものか。

○事務局 ●●さんの分については、年金の関係で再設定です。もう一度貸し借りをしていただいて縛りをとる。

○河原委員 もう10年過ぎたということ。

○事務局 もしくは、10年過ぎておりますので。それから、上の●●さんも同じです。

●●さんのところが、36から43番です。それから、それに付随させていただくと、106から121も同じです。それから、122から145も再設定です。

(「はい」と呼ぶ者あり)

そうしますと、次に行きたいと思います。

北栄町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4章の1の(5)の規定による所有権の移転申出書について、1件でございます。説明を願います。

○事務局 議事の47ページをごらんください。基盤強化法によります所有権の移転申出書でございます。この申出書に係る農地は1筆、1,610平方メートルでございます。所有権移転された後も、譲受人より畑として野菜を耕作されます。参考として、法令業務ロードマップでは3ページとなります。以上です。

○濱坂議長 説明が終わりました。

何か発言がございますか。発言はございませんか。よろしいですか。

○永田委員 ちょっと聞いてみていいですか。

○濱坂議長 はい。

○永田委員 特別耕作証明書がついていますので、別段、それ以上のことは別にいいのですが、大体この●●さん、譲り受ける方は江北のほうでたくさんつくっておられるとか、そのふうなのでしょうか。面積が借り入れ21町というのですが。

○事務局 これは湯梨浜町の地内にある農地の耕作証明です。ちょうどこの場所というのが、川を挟んでちょうど、江北の湯梨浜側にある。

○永田委員 なるほど。地籍が。

○事務局 境にあるところで。

○永田委員 地籍が江北だという。

○河原委員 そうそう。北条の管轄になっているから、あそこが。

○永田委員 はい、わかりました。

○事務局 そうです。丸々は畑ではないように思いますが、農業施設としては使われております。

○河原委員 畑です。実際は。あそこの田んぼは皆、田井営農組合がしている。

○事務局 ああ、なるほど。

○河原委員 こっち側は。土手と田んぼとの間の畑の住所ですから。

○事務局 まさか田井の営農組合がそこまでつくっておられると思っていませんでした。

○河原委員 ああ、そうですか。あそこは全部田井がやっています。

○濱坂議長 実は先般、農地委員会で農地パトロールをしたときに、一応農地委員さんの方はこの現場を見ていただいております。

発言はございませんか。いいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

そうしますと、農業経営基盤強化に関する移転の申出書は受理してよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

続きまして、6番の協議事項に移りたいと思います。

1の農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定に基づく農地利用配分計画について説明を願います。

○事務局 協議事項の2ページをごらんいただきたいと思います。先ほど御協議いただいた農地でございますけれども、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第1項の規定に基づく農地利用配分計画を町が農地中間管理機構に協力して作成する場合に、必要があると認める場合には、農業委員会の意見を聞くということになっておりまして、このたび初めて意見を求められたものでございます。

権利の設定を受けられる方は、受け手として手を挙げられていました2名で、内容はごらんのとおりでございます。農業委員会で出た意見を参考に、特に問題がなければ、この農地利用配分計画が町から中間管理機構に提出され、さらに機構から知事に認可申請が提

出されます。この後、知事による2週間の計画の公告、その後の認可の公告によりまして、賃借権または使用貸借による権利が設定されて、または移転をされることとなります。認可をされた場合は、遅滞なくその旨を関係農業委員会にも通知されることになっております。御意見をいただきたいと思っております。

○濱坂議長 説明が終わりました。

先ほどの杉川委員の質問に関連するものでございます。要は農地中間管理機構と農業委員会との接点がここに出てくるのです、こういう形で。出し手と借り手の利用計画を審査するというか、諮問を受けるわけです。先ほどありましたように、人物なり場所なり、ここで検討する。何か発言はございますか。

○河原委員 ちょっと聞いていいですか。

○濱坂議長 はい。

○河原委員 この1万円というのは、町としては例の単価を引用したということですか。

○事務局 これは町が金額は決めていないと思っております。

○河原委員 決めていないのですか。

○事務局 はい。

○河原委員 ということは、当人同士。当人同士と言ったらおかしいな。担い手機構と●●さんが決められたということ。

○事務局 ある程度町も。

○濱坂議長 参考までに、永田委員がおられるので。

○事務局 中間管理事業にそこのところ、ほかの件もありまして確認したところ、例えば次の耕作者、中間管理事業をまたいで次の耕作者が決まっている場合には、所有者と耕作者の話し合いということになっておるようです。例えば中間管理事業には出すのだけれども、その後の耕作者が決まっていない場合には、中間管理機構と所有者との話し合いで、その分を今度は耕作者が同じ額を見るところに決まっておるようです。

○河原委員 何で聞いたかといったら、ちょっと●●さんにもあれかもわからないが、例えば田井なんかは、いわゆる用水がバルブをひねれば出るのです。それで1万5000円なのです。

○永田委員 あれです。東園のほうは、用水、バルブついておりません、相変わらず管理で明渠でやっていますけれども、大体年間の土地改良費全て合わせて5,000幾らということですので。

○河原委員 そんなものでね。

○永田委員 1万円は逆におつりが来るほうになりますので。

○河原委員 いや逆にね。

○永田委員 逆に。

○河原委員 逆に高い。もっと●●さんが少なく払ったほうがいいのではないかなというイメージで。

○永田委員 今回の件では、結局例の機構集積協力金の都合と年金都合と、それから単純に自分の興味があったのと、3つ理由があって、中間管理機構の利用となっておりますけれども、中間管理機構を通さずの貸し借りの分もあるわけですが、一般の。その場合に1万円で全て統一してあるのですね。ですので、今回こういった件のものは1万円で統一してください、お願いしますということで、機構さんのほうお願いしたというものです。中には、この利用権設定によって耕作地を公開しておられる方もあるのですね、集積のために。そういう方になると、うちの農地を貸したときには8,000円だけれども、よその家から農地を借りたら1万円かと。これが相違が出てしまうとぐあいが悪いので、ただでもいいし、4,000円とかそういうのもいいよという方もあったのですが、出される方としては。いや、そこは出たり入ったりする人もあるし、うちのは1万円で貸して、なら、うちは安い農地を借りたいという方が出てこられてもやっぱりぐあいが悪いです。水田だけですが、統一単価1万円ということで、村のほうの皆さんも御確認されているというところで1万円というところですね、となっております。

○河原委員 内容はよくわかるのですが、ちょっと高いかなと思っただけの話で。少なけ

れば●●さんがちょっとと得するかなと思っただけの話です。

○永田委員 一めぐりすると、またそのときにあわせて、そういう交渉も出るとは思うのですけれども。

○河原委員 ごめんなさい。それだけです。

○瀨坂議長 そのほかございませんか。

発言がないようですが、そうしますと、協議事項の1、農地利用配分計画につきまして、計画のとおり受理してよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

続きまして、協議事項2番、農地法第3条の3第1項の規定による届け出書について、5件一括して説明を願います。

○事務局 協議事項の4ページをごらんください。農地法第3条の3第1項の規定による届け出書が5名の方から出ております。農業委員会へのあっせん希望はございません。以上です。

○瀨坂議長 説明が終わりました。

何か質問がございますか。よろしいですか。

発言がないようですので、農地法第3条の3第1項の規定による届け出書、届け出のとおり、受理してよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

そうしますと、一括5件受理いたします。

続きまして、農地法第18条第6項の規定による通知書について、6件でございます。一括説明願います。

○事務局 協議事項の11ページ以降をごらんください。農地法第18条第6項の規定による農地使用貸借合意解約書6件が提出されています。13ページのものは、このたび、経営移譲されていた農地を他の方と交換されるために、一旦合意解約をされるものでございます。以上です。

○瀨坂議長 説明が終わりました。何か発言はございますか。

発言がないようですが、農地法第18条の通知書につきまして、6件一括受理してよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

そうしますと、6件一括受理いたします。

次に、協議事項4番、農地の一時転用届け出書について説明を願います。

○事務局 協議事項の17ページをごらんいただきたいと思います。北栄町教育委員会から、埋蔵文化財調査のために一時転用する旨届け出書が出ております。この調査は、近くにあります西岡谷池への管理道を設置するために行われるものでございます。期間は、11月7日から来年1月31日までとなっております。ただ、昨日でしたか、教育委員会の担当が参りまして、既に調査が終了し埋め戻しをしたという報告を受けております。以上です。

○瀨坂議長 一昨日、これもあわせて現地確認をしておりますので、報告をお願いしたいと思えます。

○盛山委員 20ページの地図の上のほう、北のほうから入って、スイカロードを行って池の横、堤の横からちょっと入るのですが、何か所か遺跡のあれが掘った跡があったのですけれども、これからまた遺跡をきちっと調査するというので、溜池の管理道は不可欠ですので、転用は必要ではないかと皆さんと話をしました。以上です。

○瀨坂議長 ありがとうございます。

20ページの図面を見ていただきたいと思います。左下に道路があるところです。その左下のところから●●さんの●●となっておりますが●●です。そこに向かって入ってきて、右に曲がってため池に行く通路をつくるために、一時転用でちょっと調査をしたいと、通路をつくるために。そのための調査です。深さ的には50センチあるなぐらいの深さまで掘ってありました。一応これは公共工事でございますので、特にどうこうございません。報告でございますので。

発言はいいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

そうしますと、次に参ります。

7番、報告事項ですが、まず委員会報告。

農地委員会、ございますか。

○岸田委員 いや、別にありません。

○濱坂議長 農政委員会はいかがですか。

○濱田委員 次年度の婚活の取り組みの協議を来週とっておりましたが、総会がちょっと早目に終わりそうですので、この後、1時間ほどできませんか。さっささっさと。

○濱坂議長 4時からですから、意見交換会は。

○濱田委員 では、来週にしましょうか。

○濱坂議長 何か用事があるのですか。

○濱田委員 来週の一応月曜日、山下さんとは話はしておりましたけれども。

○濱坂議長 1時間程度、時間はとれると思いますよ。

○濱田委員 はい。1時間ほどでできないこともないかなと思いますので。では、総会終了後にさっささとやってしまいたいと思います。農政委員の方、よろしく願いいたします。

○濱坂議長 そうしますと、農政委員会を総会終了後にやりたいということですので、よろしく願いします。

広報委員会はございますか。

○森本委員 11月のおしまいに、また「菜種」が発行されました。見ていただけたでしょうか。「ほくえい恋活メグリングツアー」のことを2枚目、3枚目に大々的に載せております。農政委員長さん、どうも原稿ありがとうございました。今回は集まらなくていいです。広報委員の人は、次の号に向けていろんなこと考えておいてください。自分の原稿、どんなことを書いていくか、また考えておいてください。よろしく願いします。

それと、あと来年の4月までですね、私たちの任期は。あと2回発行できたらなと思っております。それまでに、また農地委員長さんとか、農政委員長さんにまとめのをお願いすると思いますが、そのときはよろしく願いいたします。以上です。

○濱坂議長 ありがとうございます。

そのほか、委員会等で報告ございませんか。

○盛山委員 済みません、委員会ではないですが、報告事項の裏のこの記事ですが、一番下の、農家に嫁いだ先輩として女性に助言しとあるのですが、私はどちらかといえば女性とはなかなかかわり、余り表に出ないほうがいいかなという感じだったので、男性の、男磨きのときに、懇親会をしたときに結構男性たちにハッパをかけただけで、ちょっとこれは違います、済みません。

○盛山委員 本当はしたかったのですが。

○事務局 助言してどこ。

○濱坂議長 右下の部分ですか。

○盛山委員 はい。

○事務局 大分もやして書いてあると。

○盛山委員 はい、いいです。

○濱坂議長 読んだ人はそう思っておられると思うので、いいじゃないですか。

○盛山委員 それと、この婚活の後の、どうなったかという、カップルができましたよね、8組。その後のこととか考えておられますか、どうなんだろう。余り個人的な情報とかもきちっとあれしてないので、身近な人しかわからないので、個人的に動いてみてもいいのかな。どうなのという感じで。済みません、質問です。やっぱりあと、ほかの婚活も結構出られた人が、その後の報告というか、ゴールインした場合とか、その後の、こういうようになっているのを報告するように何か義務づけられていたみたいだね、ほかの会に出られた、婚活を経験した人がそのようなことも言っておられたのですが、今回はそこまで報告してくださいとかいうのはしていない。

○事務局 実績報告でないですか。しました。補助金絡みなものですから、全部私のほうで書類をつくって、報告しておりますし、補助金の確定も来ております。内容、結局報告っていても、基本的には要った費用とか、どれぐらいカップルができたとか、参加者がどうであったとかという程度でありまして、それ以外に……。

○永田委員 違う。よそのほうは成立したカップルに、カップルのその後についてを報告しなさいという話があると。

○盛山委員 そうです。

○永田委員 事業としてどうこうではなく。

○事務局 それで、私のほうから、カップルとなった方々にはアンケートを送っております、それも集計はできておりましたけれども、出すのを忘れておりました、もうそろそろ出してもいいのかなと思ったりして。ただ、余り返ってこないもので、連絡はするのですが、結局、男性のほうは5名返ってきておりましたが、女性が2名しか返ってこないということで。今返ってきておる分だけでも報告させてもらおうという。

○盛山委員 目的はカップルにゴールインなので、そここのところをどうだったのみたいなことを個人的に動いてみてもいいですか。

○永田委員 どうでしたか、濱田さん、この間の検討会の反省会のときに、余り派手に公的に農業委員会として追跡調査するのもあれだし、個人的のほうがいいのではないかというお話でまとまった覚えがあるのですが。

○事務局 結局、余り根掘り葉掘りその後のことを詮索されるのは嫌みたいです。

○盛山委員 そうですか。

○事務局 申しわけないですが、口を出したいところですが、聞かれるほうはもうすごく嫌みたいでして。

○杉川委員 よその町村なら、仲人なってやろうという世界もあるが、ここはそこまでの気がないなら。

○事務局 初めからそういうふうにさせていただきますよと。仲人みたいにつきますよという話がしてあればあれでしょうが、そこまではしてありませんし。また、するのであれば考えなければいけないことかもしれません。ただ、人と人がくっついて結婚というわけですから、それなりに責任を持ってしないといけないことになりますからね。そこまで覚悟持つてできるかということになると思います。

その後の経過ですけれども、一応2名の方は交際が続いているようです。あとはだめだったみたいですが、4回、5回は会っておられるということは伺っております。でするので、そういうふうにならば会えるのであれば可能性は高いのかなと思っております。10月19日にしましたので、3カ月で、1月19日ですか。1月の後半ぐらいになればもう3カ月になるので、その気になればちゃんとした話をしなければいけないようになるかもしれませんが、まだ早いといってもうちょっとつき合いが延びるかもしれないところだと思いますが。

○濱坂議長 なかなか一段クリアすると、また次の高いハードルがあるようで、最後の結婚というところまで行くにはかなり時間とハードルがあるのですけれども。

○事務局 例えば親御さんに、子供さんには内緒で話をして、これから本気でいきますかどうかという、そういう話をしながら向かうならいいですが、親とは全然私らは会ったことがないのですよね。その中で、どこまで入っていけるかということになるのではないかなと思ったり。私も後が大事だというふうには申し上げるのですが、なかなか難しいことだなと今思っているところでして。

○杉川委員 実際聞いた話ですが、北栄町でしたら、東伯の保育士さんだったかな、琴浦で頼んだときは出ないけれども、北栄でするなら出るという人もあるのです。女性のほうも、別な地区の人とつき合いたいと思って、つき合いたいというか、みたいという人もおるわけです、出たいという人も。それはそれで北栄町でしたことはよかったと思うし、地元なら出んくせに、あいつ北栄には行ったという、ちょっと言い方がおかしいけれども、そういう場合もあるらしい。よその地区なら出る。地元なら出ないというやつも中にはあるから。今回もよそから来ている人も確かにあるし、地元の人もあったと思うが、全部が

全部知らないけれども。場づくりはすればいいではないか。

○事務局 それはいいとして、投げたわけではないですが、今後どうするかということについて農政委員会で話し合っていて、本当にここから先もどンドン世話をやいていくのであれば、どうしようかということも考えていただければなど。ちょっと責任が非常に重過ぎて困るのです、私も。やっぱり結婚したらしたで、今度はまた夫婦げんかをしたりにして別れ話するみたいなことになれば、出ていかなければいけないことになるかもしれない、そこまで考えていないと、覚悟を持って向かわないといけないと思います。

○杉川委員 いずれにしても、人口が少なくなるのは農業委員だけの問題ではない。

○事務局 ないですが。それを言うてはいけない、担い手のためにやっております。

○濱坂議長 婚活は以上でよろしいか。

そのほかございませんか。アグリフォーラムはどうですか。

○福光委員 アグリフォーラムのほうは、とりあえず第3回の実行委員会が終わりました、今、農業川柳の選考にかかっているようです。

連絡事項の裏のほうにも、アグリフォーラム開催についての通知文がここに載っております、日時につきましては、1月10日に行われるということでございます。内容としましては、このたびは6次化の問題についていろいろと話をすればということで、産業振興課のほう、事務局のほう力が強く押してきておりまして、そういう方向でいくようになっております。皆さんにしてみれば、6次化という問題はまだ自分のものといえますか、身近な問題として、まだなっていないところがあると委員の中にもありましたが、今後6次化についての話もどンドンしていったら、北栄町の農業振興基本計画ですが、そういうものの整合性をとりながら、また次のステップに行ければということになっておりますので、このたびは6次化ということを中心にアグリフォーラムをやっていくということになっておりますので、まだいろいろと参加をしていただくことについての要請、御協力をお願いしたいと思っておりますので、以上です。

○濱坂議長 ありがとうございます。11月末の配付物の中にアグリフォーラムのチラシが入っていたと思いますので、再度確認をしていただいて、多くの方の参加いただけるようによろしく願います。

そのほかございませんか。よろしいですか。

そうしますと、次に8番、連絡事項、一括でお願いしたいと思います。

○事務局 連絡事項の2ページをごらんください。

まず、一般経過報告でございます。先月の26日には農業委員さんの特別研修大会が開催されまして、皆さん出ていただきました。お疲れさまでした。それと、会長に先日、4日から5日にかけて、全国農業委員会会長代表者集会に出ています。

当面の予定でございますけれども、今日の会のほかに、18日には鳥取県女性農業委員の会研修会が開催をされますし、今、福光委員さんが申されましたけれども、10日には北栄アグリフォーラムが開催をされます。

総会でございますけれども、第1回の総会は1月13日の火曜日、午後1時30分から行います。12日は祝日ですので、火曜日ということになるわけでございます。現地確認は1月のところが金曜日、午後1時30分からということで、担当委員さんは議席番号1番から4番ということになっております。議案の締め切り日は12月25日でございます。以上です。

○濱坂議長 何か質問なり確認、よろしいですか。

では連絡事項は以上で終了いたします。

9番、その他。

○事務局 その他でございますが、私のほうから言ってもいいですか。その他のほうに、北栄町空き農地情報バンク登録申込書がございます。担当地区の農業委員さんは、もしいい方がありましたら、よろしく願います。以上です。

○濱坂議長 農地情報バンクにつきましては、確認をお願いしたいと思います。

そのほかございませんか。

(一部略)

○事務局 では最後です。資料の説明をさせていただきます。資料の2ページをごらんいただきたいと思います。こちらには農の雇用支援事業につきまして要綱及び要領の一部改正がございますので、つけております。必要であれば参考にしていただきたいと思います。

資料の3ページをごらんいただきたいと思います。機構集積協力金の交付方法等について、県の方針が示されております。国要件のほか、県でも要件をつけられまして、地域の担い手へ、新たに集積・集約化する農地の合計面積が、地域の農地面積の3%以上増加となる地域のみ対象となるとされております。

資料の10ページをごらんいただきたいと思います。「2014国際家族農業年の背景とその意味について」と題しました、農政調査時報という雑誌への寄稿文でございます、家族農業の必要性を説かれたものでございます。参考にしていただければと思います。以上です。

○濱坂議長 ありがとうございます。

皆さんから、そのほかございませんか。

○事務局 済みません、事務局のほうには配ってなかった。農業委員会のほうで婚活のときに意見交換などを行いました。結婚支援、マドンナさんのほうが1月2日に婚活同窓会ということで、北溟中、北条中、大栄中卒業の独身者を集めた婚活イベントをされるということになっております。今のところは余り人が集まっておられないということもありますけれども、いい方がございましたら、どんどん出ていただくように話をさせていただければなと思います。直接、●●さんのほうがこちらのほうに何とか話をしてもらおうようにということで来ておられます。よろしくお願ひしたいと思います。マドンナさんのほうに盛山さんも入られたですね。盛山さんが加わられたということもございます。

○盛山委員 よろしくお願ひします。

○濱坂議長 何でも結構ですが、発言はございますか。なければ終了いたします。

○宇田川委員 これは年齢制限はないですか。

○濱坂議長 ないです。年齢制限はありません。

○濱坂議長 そういたしますと、以上で本日の総会は終了いたします。

議長（会長）

議事録署名委員（19番）

議事録署名委員（21番）